

■ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

| | |
|---------------|---|
| ご利用 いただける方 | 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当し、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 (1) 最近1か月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少している方 (2) 業歴が3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ①過去3か月（最近1か月を含みます。）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月～12月の平均売上高 |
| お使いみち | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金 |
| 融資限度額 | 別枠8,000万円 |
| 利率（年） （注1） | 【4,000万円以内の部分（注2）】 当初3年間：0.46%（基準利率－0.9%）、4年目以降：1.36%（基準利率） 【4,000万円を超える部分】 1.36%（基準利率） |
| ご返済期間 | 設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内） |
| 担保 | 無担保 |

（注1）令和2年6月1日時点で適用される利率です（ご返済期間5年の場合）。

基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率（融資期間に応じた所定の利率）が適用されます。

（注2）一部の対象者については、基準利率－0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となります。

※ 令和2年1月29日以降にご利用いただいた生活衛生セーフティネット貸付、衛生環境激変特別貸付等のご融資も、本特別貸付の要件に該当する場合は、遡及適用が可能です。

※ ご返済期間によって、異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

■ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付のお申込時にご提出いただく書類

| | | | | | | |
|---|---|-----------|---|---|---|--------------------------------------|
| 個人営業の方 | <input type="checkbox"/> 借入申込書 | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 最近2期分の確定申告書（一式）のコピー（注） （青色申告の方は青色申告決算書、いわゆる白色申告の方は収支内訳書を含みます。） | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">現在お取引がない方</td> <td><input type="checkbox"/> ご商売の概要（お客さまの自己申告書）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ）のコピー</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 許認可証、届出のコピー</td> </tr> </table> | 現在お取引がない方 | <input type="checkbox"/> ご商売の概要（お客さまの自己申告書） | <input type="checkbox"/> 運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ）のコピー | <input type="checkbox"/> 許認可証、届出のコピー | |
| 現在お取引がない方 | <input type="checkbox"/> ご商売の概要（お客さまの自己申告書） | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ）のコピー | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 許認可証、届出のコピー | | | | | |
| 法人営業の方 | <input type="checkbox"/> 借入申込書 | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 最近2期分の確定申告書・決算書のコピー（勘定科目明細書を含みます。）（注） | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">現在お取引がない方</td> <td><input type="checkbox"/> 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（原本）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ご商売の概要（お客さまの自己申告書）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ）のコピー</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 許認可証、届出のコピー</td> </tr> </table> | 現在お取引がない方 | <input type="checkbox"/> 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（原本） | <input type="checkbox"/> ご商売の概要（お客さまの自己申告書） | <input type="checkbox"/> 運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ）のコピー | <input type="checkbox"/> 許認可証、届出のコピー |
| | 現在お取引がない方 | | <input type="checkbox"/> 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（原本） | | | |
| <input type="checkbox"/> ご商売の概要（お客さまの自己申告書） | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ）のコピー | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 許認可証、届出のコピー | | | | | | |
| 個人・法人共通 | | | | | | |
| 生活衛生同業組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」 | | | | | | |

（注）税務申告が1期しか完了していない方は1期分をご準備ください。事業をはじめて間もない方で税務申告未了の場合はご提出の必要はありません。
 ※上記のほか、ご面談の際に帳簿等の資料のご提出をお願いしております。
 ※設備資金をお申込の場合は、見積書をご提出ください。

(参考)「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資のご案内

- 実質的な無利子化融資とは、公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、公庫以外の実施機関から利子補給を受けることで、お客さまのご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。
- 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、公庫以外の実施機関が行う「特別利子補給制度」の、各々の要件を満たしていただく必要がございます。

| 【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付 (注1・2) | | 詳細検討中 | 特別利子補給制度 (注1・2) | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--|-----------|--|----------|--------|-------|--|---------|-----------|----|-----------|-----------|-----------|
| ご利用いただける方 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方</p> <p>(1) 最近1か月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少</p> <p>(2) 業歴が3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少</p> <p>① 過去3か月(最近1か月含む。)の平均売上高</p> <p>② 令和元年12月の売上高</p> <p>③ 令和元年10~12月の平均売上高</p> | | <p>左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模事業者</th> <th>中小企業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>要件無し</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高▲15%以上</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員(*)が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう。中小企業者とは、その他の中小企業をいう。 (*)労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」</p> <p>(※2)売上高要件の比較は、左記貸付で確認する最近1か月に加え、その後2か月も含めた3か月間のうちのいずれかの1か月で比較。</p> | | 小規模事業者 | 中小企業者 | 個人 | 要件無し | 売上高▲20%以上 | 法人 | 売上高▲15%以上 | 売上高▲20%以上 | ご利用いただける方 |
| | 小規模事業者 | 中小企業者 | | | | | | | | | | | |
| 個人 | 要件無し | 売上高▲20%以上 | | | | | | | | | | | |
| 法人 | 売上高▲15%以上 | 売上高▲20%以上 | | | | | | | | | | | |
| 資金のお使いみち | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金 | | — | — | | | | | | | | | |
| 融資限度額 | 別枠 8,000万円 | | 左記の融資限度額のうち、4,000万円以下の部分 | 補給限度額 | | | | | | | | | |
| ご返済期間<据置期間> | 設備資金：20年以内<うち5年以内> 運転資金：15年以内<うち5年以内> | | 当初3年間 | 補給期間 | | | | | | | | | |
| 利率(年)(注3) | <table border="1"> <tr> <td>4,000万円以下</td> <td>当初3年間：基準(災害) -0.9% 3年経過後：基準(災害)</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超</td> <td>基準(災害)</td> </tr> </table> | 4,000万円以下 | 当初3年間：基準(災害) -0.9% 3年経過後：基準(災害) | 4,000万円超 | 基準(災害) | | <p>左記の4,000万円以下の部分にかかる「基準(災害) -0.9%」の利子(支払利息) (※)</p> <p>(※)一旦公庫にご返済後、支払済み利子額を実施機関から補給</p> | 補給率(注4) | | | | | |
| 4,000万円以下 | 当初3年間：基準(災害) -0.9% 3年経過後：基準(災害) | | | | | | | | | | | | |
| 4,000万円超 | 基準(災害) | | | | | | | | | | | | |
| 担保 | 無担保 | | — | — | | | | | | | | | |
| 実施機関 | 日本政策金融公庫(国民生活事業) | | 政府の指定する実施機関 現時点では未定 | 実施機関 | | | | | | | | | |

(注1) 経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」(令和2年6月23日・18:00版)より作成し、経済産業省において監修

(注2) 令和2年1月29日以降にご利用いただいたセーフティネット貸付等のご融資も、特別貸付等の要件に該当する場合は遡及適用が可能

(注3・4) 令和2年6月23日時点での適用例(運転資金1,500万円・5年返済の場合)

[4,000万円以下の部分]当初3年間：0.46%、3年経過後：1.36%

↑— この部分の支払済利子額を後日実施機関から補給し、実質的に無利子化

※ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付も同様の取扱いです。



■ 生活衛生改善貸付（衛経）の拡充の概要

| | 通常部分 | 拡充部分 |
|---------------|--|---|
| ご利用 いただける方 | <p>生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方。 なお、推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 営業許可等を受けている生活衛生関係事業者であること 2 常時使用する従業員が5人（旅館業および興行場営業は20人）以下の会社または個人であること 3 原則として6か月以上、生活衛生同業組合等の経営指導を受けていること 4 最近1年以上、同一地区で同一事業を営んでいること 5 所得税、法人税、事業税および都道府県民税や市町村民税（均等割を含みます）を原則として完納していること | <p>左記に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方</p> |
| お使いみち | 設備資金及び運転資金 | |
| 融資限度額 | 2,000万円 | 別枠1,000万円 |
| ご返済期間 | <p>設備資金 10年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間1年以内）</p> | <p>設備資金 10年以内（うち据置期間4年以内（別枠の1,000万円以内）） 運転資金 7年以内（うち据置期間3年以内（別枠の1,000万円以内））</p> |
| 利率（年） （注1） | 1.21%（特別利率F） | <p>当初3年間：0.31%（特別利率F - 0.9%）（注2） 4年目以降：1.21%（特別利率F）</p> |

（注1）令和2年6月1日時点で適用される利率です。

（注2）「特別利率F-0.9%」の適用限度額は、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。また、一部の対象者については、「特別利率-0.9%」の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間で実質無利子となります。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。